

西会津町農業委員会

第27回 西会津町農業委員会総会 会議録

開催期日 令和7年11月20日

西会津町農業委員会

第27回 西会津町農業委員会総会会議録

1 開催の日時及び場所

日 時 令和7年11月20日(木) 午前10時00分
場 所 西会津町役場 大会議室

2 招 集 者 西会津町農業委員会 会長 江川 新壽

3 本日の総会に出席した委員

(農業委員)

会 長 12番委員 江川 新壽
会長職務代理者 11番委員 三瓶 常夫

(農業委員)

1番委員 五十嵐 新正 2番委員 三留 弘法 6番委員 新田 良一
7番委員 佐藤 健一 8番委員 星 敬介

4 本日の総会に欠席通告した委員

(農業委員)

3番委員 岩原 稔 4番委員 坂井 康司 5番委員 江川 政次
9番委員 赤城 夕花子 10番委員 武藤 佐代子

(推進委員)

1番委員 若林 陽三 4番委員 佐藤 正光

5 総会に出席した職員等

事務局次長 齋藤 賢
事務局員 井上 慎人

(開 会)

【議長】

皆さんおはようございます。

時間になりましたので、始めたいと思います。

10月21日に会津若松地方の連合会研修があり、3名の方にご出席いただきまして誠にありがとうございました。また11月6日に、令和7年度福島県下大会へ6名の方が出席されました。今回は一番少なくて大変申し訳なく思っております。

最近、クマの出没のニュースが頻繁に放送されております。クマに遭遇しないよう農業委員活動を行ってもらいたいと思っております。

それではこれより総会を開会いたします。

本日の出席委員は農業委員の定数12名に対し、7名が出席しておりますので、会議規則第9条の委員過半数に達しており、総会は成立しております。

それではこれより第28回西会津町農業委員会総会を開会いたします。

本日の総会次第は、お手元に配布した通りでございます。

【議長】

それでは会議次第2. 会議録署名委員の指名を行います。

会議規則第30条の規定によりまして、1番・五十嵐新正委員、8番・星敬介委員をお願いいたします。

【議長】

続きまして、会議次第3. 報告事項に移ります。

報告第1号「主要業務報告」については、事務局の報告をお願いいたします。

【事務局】(井上事務局員)

2頁をご覧ください。

報告第1号 主要業務報告について、西会津町農業委員会の主要業務について、別紙の通り報告する。

令和7年11月20日提出 西会津町農業委員会会長 江川新壽

それでは皆さん、別紙の方をご覧ください。

(1) 業務の執行状況について

上から10月20日月曜日、役場大会議室において第26回農業委員会総会。つづきまして10月22日水曜日、広野町といわき市の方に会津若松農業委員会連合会視察研修ということで、三瓶常夫会長職務代理者と岩原稔農業委員、佐藤健一農業委員の3名が出席いたしました。

続きまして11月4日火曜日、令和7年度農業者年金事務の後期研修会で私、井上がZoomにより研修に出席いたしました。

続きまして11月6日木曜日、福島市にて令和7年度福島県下農業委員会大会が開催され、会長ほか農業委員4名と事務局2名の合計6名で出席しました。

続きまして11月10日月曜日、今月の提案案件である4ヶ所の現地確認を江川会長と五十嵐新正農業委員ほか2名の推進委員と事務局で実施いたしました。

続きまして11月12日水曜日、道の駅「西会津よりっせ」において令和7年度喜多方市農業委員会の視察研修ということで、江川会長と三瓶職務代理者と事務局で対応いたしました。

業務の執行状況については以上です。

続きまして令和7年度10月の議決案件の処理状況についてでございます。

こちらについては3条の所有権の移転、売買が2件と、農地利用集積等促進計画の一括方式が1件ありました。

続きまして5頁になります。

農業者年金の処理状況と、家族経営協定の締結者数および全国農業新聞の購読者数につきましては前月と変わらず増減なしとなっております。

以上になります。

【議長】

ただいま事務局から報告のありました主要業務報告について説明がありましたが、各委員から質問がありましたらお願いいたします。何かありますか。

【議長】

ないようですので、これで質疑を終わります。

【議長】

続きまして、会議次第4. 付議事件に移ります。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について」を議題といたします。

【議長】

それでは事務局の説明を求めます。

【事務局】（井上事務局員）

7頁が申請書となっております。

譲渡人が●●●●さん71歳、大久保の方になります。

譲受人は●●●●さん53歳、中野の方となっております。場所につきましては西会津町野沢安座新西平乙●●番で、806平米の田んぼで価格は●●円となっております。場所については西平を過ぎて下り坂の途中から右に入ったところにある水田となります。

こちらの田んぼについては現在も●●さんが頼まれて耕作しております。17頁が登記簿で18頁が字限図面となっております。場所についてはこの赤く囲われているところになります。20頁の写真にありますように水田の中に立っている棒があると思うんですけど、こちらの左側が今回の申請地となっております。21頁には調査報告書、22頁には、現地調査の際の写真が掲載されております。所有権が移転されたあとも水田として稲作栽培を行い、適正に管理されるとのことであります。以上になります。

【議長】

事務局の説明が終わりましたので、続きまして現地調査をされました1番若林陽三推進委員の報告を求めます。

【1番 若林陽三 推進委員】

令和7年11月10日、月曜日に現地調査を行いました。

申請のあった田は割田で南側半分となっております。譲受人は譲渡人から借り

てこれまで稲作を行っておりました。権利移転後も引き続き水稻栽培を行っていくとのことであり、これまでどおり適正な管理がされるとの事であります。その他の調査内容につきましては別紙調報告書に記載のとおりであります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【議長】

只今、事務局並びに若林推進委員の報告が終わりました。それではこれより質疑を行います。

【議長】

質問ございましたら、挙手のうえ質問してください。

【議長】

ございませんか。ないようですのでこれで質疑を終わります。それではこれより討論に移ります。討論ございませんか。

【議長】

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について」を採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

【議長】

異議なしと認めます。したがって議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について」は原案のとおり承認されました。

【議長】

続きまして、議案第2号に移るわけでありましてけれども、●番の●●委員が当事

者となっております。したがいましてこの件につきましては発言を控えていただき会議を進めたいと思いますがこの事につきましてご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

【議長】

異議なしと認めます。それでは議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について」を議題といたします。

【議長】

事務局の説明を求めます。

議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について
農地法第3条第1項及び同法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、委員会の処分を求める。

令和7年11月20日提出 西会津町農業委員会長 江川新壽

24頁が申請書となります。

譲渡人は●●●●さん68歳、上小島の方になりおります。譲受人は●●●●さん53歳さゆりが丘の方になっております。場所につきましては西会津町登世島字上ノ台乙●●●●番で、1,983㎡の畑になっております。価格は総額で●●万円となっており、10a当たりの単価は●●●●円となります。場所については西林のきのこ屋さんのハウスの隣にある畑になります。現在はそばの栽培をしており、35頁に登記簿、36頁に字限図があります。譲渡人の●●●●さんから購入してもらえないかとの話があったとのことで所有権移転後もそばの作付を計画しているとのことであります。39頁に調査報告書、40頁に現地調査の際の写真が掲載されておりますが今後も畑として適正に管理していくとのことであります。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明が終わりました。続きまして現地調査をされた4番佐藤正光推進委員の報告を求めます。

【4番 佐藤正光 推進委員】

推進委員の佐藤です。現地調査は令和7年11月10日、月曜日に行い。私と江川会長、五十嵐委員の3名と事務局員2名で行ってきました。

申請のあった畑はこれまでソバの栽培を行っていました。所有者からは数年前から購入してもらえないかとの話しがあったようで再度話しがあり購入することとなりました。購入後も●●氏はソバの栽培を行う予定であり、畑として適正な管理に努めるとのことです。その他の調査内容につきましては別紙調査報告書に記載のとおりであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【議長】

只今、事務局並びに現地調査をしました佐藤正光推進委員の報告が終わりました。それではこれより質疑を行います。

【議長】

質問ある方は挙手をし、指名されたら発言をしてください。

【議長】

質問ございませんか。これで質疑を終わります。続きまして、これより討論に移ります。討論ございせんか。

【議長】

討論なしと認めます。

これより議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について」を採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

【議長】

異議なしと認めます。したがいまして議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について」は原案のとおり承認されました。

【議長】

続きまして、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について」を議題とします。

【議長】

事務局の説明を求めます。

【事務局】(井上事務局員)

議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について
農地法第3条第1項及び同法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、委員会の処分を求める。

令和7年11月20日提出 西会津町農業委員長 江川新壽

42頁が申請書となっております。譲渡人は●●●●さん86歳尾登の方になります。

譲渡人は●●●●さん38歳、萱本の方になります。場所については44頁に記載のとおり尾野本字館ノ越●●●番1の畑、尾野本字細田乙●●●●番の畑、尾野本字萱本●●●番の畑、尾野本字萱本●●●番の田の合計4筆の1,852㎡となり、価格は●●●●円で所有者から購入して欲しいとのことによるものです。

譲受人は親子で農業経営を行っているとの事であります。また、萱本●●●番の畑と萱本●●●番の田んぼについては●●さんが所有する農地であるため、所有権を移転することで管理がしやすくなるとの事であります。

55頁から58頁までが登記簿で59頁から60頁が位置図、61頁から64頁

が字限図になります。63頁にあります●●●番の隣の●●●番が●●●さんの土地となっております。また、64頁の●●●番の隣の●●●番も●●●さんの土地となっております。

65頁と66頁は現在このような状態になっておりますが、所有権が移転した後は一般野菜を栽培することとなります。67頁の畑につきましては現在アスパラの栽培を行っており、68頁の田んぼは現在自己保全管理となっておりますが、所有権移転後は1枚の田んぼとして水稻の作付を行う計画であります。

69頁は調査報告書、70頁71頁には調査時の写真を掲載しております。説明は以上です。

【議長】

事務局の説明が終わりました。続きまして現地調査をされた4番佐藤正光推進委員の報告を求めます。

【4番 佐藤正光 推進委員】

推進委員の佐藤です。現地調査は令和7年11月10日、月曜日に行いました。調査委員に関しては議案2号と同じです。

申請のあった土地は4ヶ所で、その内訳は畑が3筆と田が1筆となっております。

畑3筆のうち1筆は現在アスパラの栽培が行われておりますが、残り2筆については写真のとおりであり、権利が移転したのち譲受人が適正な管理を行い一般野菜の栽培を計画しております。また、田については割田で自己保全管理を行っていますが、もう半分は譲受人が所有していることから権利移転後は譲受人が1枚の水田として水稻作付を行う事で適正な管理をする計画であります。その他の調査内容については別紙調査報告書に記載のとおりであります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

【議長】

只今、事務局並びに現地調査をしました4番 佐藤正光推進委員の報告が終わりました。それではこれより質疑を行います。

【議長】

ございませんか。

【議長】

質問なしと認めます。これで質疑を終わります。では続きまして討論に移ります。討論ございませんか。

【議長】

討論なしと認めます。

それではこれより議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について」を採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

【議長】

異議なしと認めます。したがって議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について」は原案のとおり承認されました。

4 【議長】

続きまして、議案第4号「土地の現況確認について」を議題といたします。

【議長】

それでは事務局の説明を求めます。

【事務局】(井上事務局員)

72頁をご覧ください。議案第4号 土地の現況確認について 土地の現況について、別紙のとおり現況確認証明申請の提出があったので、委員会の承認を求める。令和7年11月20日提出 西会津町農業委員長 江川新壽

73頁が申請書となっております。申請者は野沢字下条乙●●●●番地10の

●●●●さんで、土地の所在は西会津町野沢字下條乙●●●●番、登記地目は畑で面積は187㎡です。

証明を求める理由については現況地目への変更登記を行うためとのことであります。経過については、約50年以上前に現在の住宅を建築し、登記変更がされないうまま現在に至るとのことです。74頁に登記がありますが、畑187㎡で、所有者は●●●●さんとなっております。75頁に字限図、76頁に位置図があります。位置図からもわかりますように3面が道路に面しており77頁の写真の通りとなっております。78頁の確認書にありますように農振区域外で現在は住宅と小屋が建っております。約50年位経過しているとのことであり、当該用地は砂利も混入し締め固められていることから今後農地として利用することは困難であると判断できますことから申請にありました通り、宅地とすることが妥当であると判断いたします。なお、79頁には調査時の写真を掲載しております。説明は以上になります。

【議長】

事務局の説明が終わりましたので、続きまして現地調査をされました。1番若林陽三推進委員の報告をお願いいたします。

【1番 若林陽三 推進委員】

令和7年11月10日、月曜日に現況確認申請に基づく現地確認を行いました。申請のあった土地は3方面が道路に接している土地であります。

50年程前に建築されたとの事ですが、私も幼い頃からの記憶ではすでに現在のように宅地として使用されており、今後農地して活用する事は困難であると考えられることから申請のあったとおり宅地とする事が妥当であると判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【議長】

ただいま事務局並びに現地調査をされた若林陽三推進委員の説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。

質問がありましたら、挙手をお願いしたいと思います。

【議長】

ございませんか。質疑なしと認めます。

【議長】

これで質疑を終わります。これより討論に移ります。討論ございませんか。

【議長】

討論なしと認めます。

これより議案第4号「土地の現況確認について」を採決いたします。

それではお諮りいたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

【議長】

異議なしと認めます。したがって議案第4号「土地の現況確認について」は原案のとおり承認されました。

【議長】

以上で本日の付議事件はすべて終了いたしました。

続きまして次第 5. その他 に移ります。

【議長】

「(1) 当面の日程について」事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】(井上事務局員)

当面の日程については、80頁にありますとおり現在のところ日程はございません。まだ、確定はしておりませんが、来年の1月か2月に会津若松地方農業委員会連合会の研修があると思われれます。昨年は大雪で中止となりましたが西会津町が発表する番となっておりますので、案内がきましたら皆さんにお知

らせいたしますのでその際はよろしくお願いいたします。以上です。

【議長】

当面の日程について皆さんからご質問ございますか。

【議長】

ないようですので、続きまして「(2) 次回総会開催日について」事務局から説明を求めます。

【事務局】 (井上事務局員)

次回の総会についてでございますが、令和7年12月19日10時から大会議室で行う予定でございますのでよろしくお願いいたします。

【議長】

事務局より説明がありました。

次回の総会は12月19日の金曜日午前10時より大会議室で行うという事でよろしくお願いいたします。

【議長】

それでは「(3) その他」に移ります。皆さんから何かございましたらお願いします。

【議長】

それでは他になれば、以上で予定されておりました案件は全て終了いたしました。

これで「第27回西会津町農業委員会総会」を閉じます。お疲れ様でした。